

## 新型コロナウイルスワクチン接種の予約等支援事業の実施について

### 1 概要

新型コロナウイルスワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し国民の生命及び健康を守るため、予防接種法の臨時措置に関する特例を設け市町村において実施することとされ、現在7月末までに希望する高齢者の接種を終了するよう国から通知が出ているところである。

本市においては、高齢者を対象に5月17日から個別接種を、5月22日から集団接種を実施している。今回、ワクチン接種を希望するが一人では予約が出来ず、また家族等の支援を受けることができないために予約が出来ていない高齢者や、接種会場までの移動に支援が必要である高齢者などを対象として、集団接種会場に追加枠を設け接種のための支援を行うもの。

### 2 対象者

65歳以上の高齢者で、一人暮らしである等接種の予約や移動に支援が必要で、6月18日現在未予約の方

### 3 集団接種追加枠

約350名

### 4 支援体制

各地域振興会単位で、地域振興会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会に対し、新型コロナウイルスワクチン接種を希望するが予約がとれていない高齢者を把握してもらい、予め市から割り振った人数で地域振興会に名簿を作成してもらう。

各コミュニティセンターと集団接種会場を送迎するバスを巡回する。

各地域振興会において地域の世話役担当(第3層生活支援コーディネーター、民生委員児童委員、ヘルスポランティア等)を決定し、コミュニティセンターでの往路の点呼、バスの添乗、集団接種会場での誘導、復路のバスの点呼・添乗、コミュニティセンターでの解散まで支援してもらう。

### 5 予約方法

集団接種会場の追加枠7月5日(月)～9日(金)(1回目)、7月26日(月)～30日(金)(2回目)各日72人分を、地域振興会毎の高齢者人口の按分で割当てて。

地域振興会が、ワクチン接種推進班に、6月30日まで名簿を提出する。

割当当日、各コミュニティセンター等と集団接種会場を巡回バスで送迎する。

### 6 財源措置

巡回バス委託料

### 7 事業の周知

各地域振興会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会に依頼文を送付